平成２４年（フ）第５９５号
栃木県宇都宮市今泉新町205番地１
債務者　粕谷　裕美
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９９号
栃木県真岡市上高間木１丁目20番地10
債務者　仲野　政之
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０１号
栃木県宇都宮市山本２丁目８番４号　山本ハイツ201
債務者　三浦　直美
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０２号
栃木県宇都宮市立伏町75番地41
債務者　山本美砂子
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０２号
栃木県栃木市藤岡町藤岡1005番地14
債務者　石塚　　誠
１　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６３号
石川県野々市市三納３丁目52番地　Ｄ－ＢＯＸ　ⅡＲ、破産手続開始決定時の住所石川県加賀市塩浜町り53番地
破産者　加賀能登海産物センターこと　堂前　一敏
１　決定年月日　平成24年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３７６号
秋田市土崎港南１丁目８番68―２号
破産者　越後谷ユキ子
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
福島県相馬郡新地町大字福田字大町49番地の２
破産者　横山　光男
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第４２号
福島県東白川郡矢祭町大字関岡字町井135番地
破産者　菊池　保行
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２２６７号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目10番８号
破産者　谷口　晋吾
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
神奈川県鎌倉市山ノ内807番地
破産者　花光　俊夫
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２６号
横浜市旭区川井本町57番地８　市営川井本町住宅２棟703号
破産者　山田　喜充
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
新潟県魚沼市根小屋1856番地15
破産者　遠藤　成一
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１号
長野県飯田市伝馬町１丁目25番地
破産者　宮下　　晃
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
愛知県豊田市司町２丁目27番地３　スズムラ荘15号
破産者　塚田　博己
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字山ノ郷35番地、旧住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田84番地
破産者　千賀　章由
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
和歌山県新宮市仲之町１丁目１番地の３
破産者　橋本　眞侍
１　決定年月日　平成24年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部